

# Digital Artists Support Project 委員会 会員規約

## 第1条（適用）

1. 本規約は、若手デジタルアーティストの支援を目的とする Digital Artists Support Project 委員会への参加条件について定めます。
2. 本委員会が別途定める規則、マニュアル等は、本規約と一体で適用されるものとします。

## 第2条（定義）

本規約における用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「本委員会」とは、Digital Artists Support Project 委員会をいいます。
- (2) 「会員」とは、本規約に基づいて本委員会の会員として登録された個人をいいます。
- (3) 「ALI」とは、本委員会の事務局を運営する株式会社 A.L.I.Technologies をいいます。
- (4) 「支援企業」とは、本委員会の趣旨に賛同し、本委員会を支援する企業等で、ALI を含みます。
- (5) 「関係者」とは、本委員会、支援企業、これらの委託先または関連企業、会員、その他の本委員会に関係する者の総称です。
- (6) 「本ウェブサイト」とは、本委員会が運営するウェブサイトをいいます。
- (7) 「BRF サービス」とは、ALI が「Bullet Render Farm 利用規約」に基づき提供するサービスをいいます。
- (8) 「関連サービス」とは、会員が利用できるサービスのうち、支援企業が提供するもので、BRF サービスを含みます。
- (9) 「主催イベント等」とは、本委員会が主催するセミナー、コンテスト等のイベント、コミュニティ等をいいます。
- (10) 「登録情報」とは、会員登録申請時、または、会員登録後に、会員が本ウェブサイト等を通じて登録した情報をいいます。
- (11) 「会員情報」とは、登録情報、会員の本委員会での活動履歴、関連サービスの利用履歴、その他会員に関する情報をいいます。
- (12) 「本規約等」とは、本規約、前条第2項の規則等及び関連サービスの利用規約等の総称です。

## 第3条（登録）

1. 本委員会の会員登録を希望する場合、本規約を遵守することを同意の上、本委員会所定の方法で、登録を申請するものとします。
2. 本委員会の会員登録に申請するには、次の全ての資格を満たす必要があります。
3. デジタル技術を活用して創作活動することを希望していること、または、すでに活動していること
  - (1) 満20歳以下であること
  - (2) 未成年の場合は、本委員会に会員登録することについて親権者の同意を得ていること
  - (3) 暴力団員、その他の反社会的勢力に該当しないこと、かつ、反社会的勢力と社会的に非難される

べき関係にないこと

4. 本委員会は、第1項の会員登録申請を認める場合にはその旨を申請者に通知するものとし、当該通知の時点で、会員登録が完了するものとします。
5. 本委員会は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を認めないことがあり、またその理由について開示義務を負いません。
  - (1) 第3項の資格を満たすことに疑いがある場合
  - (2) 本委員会に提供した登録情報の全部または一部につき虚偽、記載漏れ、その他の不備があった場合
  - (3) 過去に、本規約等または支援企業との契約に違反して、本委員会を退会処分となり、または、契約を解除されたことがある場合
  - (4) 申請者数が募集人数を超える場合、その他、登録を適当でないと本委員会が判断した場合

#### **第4条（登録情報の変更）**

会員は、登録情報に変更があった場合、本委員会所定の方法により、事前に変更内容を本委員会に通知するものとします。

#### **第5条（関連サービス・主催イベント等）**

1. 会員は、ALIが「Bullet Render Farm 利用規約」において定める条件にしたがって、BRFサービスを無償で利用することができます。
2. 会員は、前項に定める他、関連サービスを優遇された条件で利用できるものとし、その条件は、関連サービスを提供する支援企業が定める利用規約、その他の規則等によるものとします。
3. 会員は、本委員会が主催イベント等への参加を募集する場合、これに応募することができます。ただし、人数制限や参加資格等により、参加が制限される場合があります。
4. 本委員会及び支援企業は、会員に通知することにより、会員への関連サービスの提供または主催イベント等の開催を一時中断し、または終了することができるものとします。

#### **第6条（費用）**

1. 本委員会への会員登録は、無料です。ただし、関連サービスまたは主催イベント等の一部は、有料となる場合があります。
2. 会員は、本ウェブサイトや関連サービスに接続するための機器・ソフトウェアの取得及び維持に必要な費用、電気通信回線の利用料金、主催イベント等への参加時の交通費、その他、本委員会の活動に参加するために必要な費用を負担するものとします。

#### **第7条（禁止事項）**

会員は、次の各号のいずれかに該当する行為またはそのおそれがある行為をしてはなりません。

- (1) 本規約等、法令または公序良俗に反する行為
- (2) 関係者の名誉、信用、プライバシー、知的財産権、その他の権利を侵害する行為
- (3) 関係者が管理するコンピューター等へのウィルス、ワーム等の有害なプログラム等の送信

- (4) 関係者のネットワークまたはシステム等への不正アクセス
- (5) ID の不正使用、第三者への成りすまし
- (6) 会員資格または ID の譲渡、貸与、担保提供
- (7) 本委員会が事前に許諾しない本委員会の活動に関する広告または営業行為
- (8) 反社会的勢力等への利益供与、その他の関与
- (9) 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
- (10) BRF サービス及び関連サービスの個人での創作活動以外の目的での使用
- (11) その他、本委員会が不適切と判断する行為

## 第 8 条（退会）

1. 会員は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、自動的に退会となります。
  - (1) 満 21 歳になった場合
  - (2) 死亡した場合
2. 本委員会は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく退会させることができます。
  - (1) 本規約等に違反した場合
  - (2) 第 3 条第 3 項各号の資格を満たさないこと、または、第 3 条第 5 項第 1 号乃至第 3 号のいずれかに該当することが判明した場合
  - (3) 本委員会からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合
  - (4) その他、会員登録を継続することが本委員会の運営に支障があると本委員会が判断した場合
3. 会員は、本委員会所定の手続を行うことにより、本委員会を退会することができます。

## 第 9 条（保証の否認及び免責）

1. 本委員会及び支援企業は、本委員会の活動及び関連サービスが、会員の特定の目的に適合すること、期待する価値・正確性・有用性を有すること、継続的に利用できること及び不具合が生じないことについて、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではありません。
2. 本委員会及び支援企業は、本委員会の活動または関連サービスに関して会員が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。ただし、会員が事業者でない場合で、かつ、本委員会または関連サービスを提供する支援企業の故意または重過失により当該損害が発生した場合は、この限りではありません。
3. 前 2 項は、関連サービスの利用規約等に優先して適用されます。
4. 本委員会または支援企業は、他の関係者が主催または提供する主催イベント等または関連サービスについては、一切の責任を負いません。

## 第 10 条（会員の責任）

1. 会員は、本規約等に違反し、関係者、その他の第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。
2. 会員は、本委員会、本ウェブサイトまたは関連サービスに関連して、他の会員または第三者との間

において生じた紛争等については、会員が自己の責任及び費用負担によって解決するものとし  
ます。

#### **第 11 条（秘密保持）**

1. 会員及び本委員会は、本委員会の活動に関連して相手方から開示された情報について、相手方の事  
前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取扱い、第三者に開示・漏洩しないものとします。  
但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
  - (1) 情報の開示を受けた当事者の責によらず、公知となった場合
  - (2) 秘密保持義務を負うことなく、第三者から情報を入手した場合
  - (3) 相手方からの取得前から正当に情報を保有する場合
  - (4) 相手方の情報によらず開発した場合
  - (5) 法令に基づき公的機関に対し開示義務を負う場合
2. 本条は、会員の退会後も有効に存続するものとします。

#### **第 12 条（会員情報の取扱い）**

1. 会員情報のうち、登録情報は本委員会及び ALI が、関連サービスに関する情報は関連サービスを提  
供する支援企業が、それぞれ取得するものとします。
2. 本委員会及び支援企業は、個人情報の保護に関する法律、関連法令及び各自のプライバシーポリシー  
にしたがって適切に管理します。
3. 本委員会及び支援企業は、個人情報を含む会員情報を次の目的で利用します。
  - (1) 主催イベント等の本委員会の活動に関する情報提供
  - (2) 関連サービス、その他支援企業が提供するサービス、イベント等に関する情報提供
  - (3) 本委員会の活動、関連サービス等に関する問合せ対応
  - (4) その他、本委員会の活動、関連サービス等の運営、改善
  - (5) その他、本規約等または関連サービスの利用規約等に定める目的
4. 本委員会及び支援企業は、前項の目的のために、必要な範囲内で、個人情報を業務委託先、その他の  
関係者に提供することがあります。
5. 本委員会及び支援企業は、会員情報を集計、解析等し、個人を特定できない形での統計的な情報、そ  
の他の情報に加工して、自ら利用し、または、第三者に提供することができるものとします。

#### **第 13 条（本規約等の変更）**

1. 本委員会は、次の事情により本規約を変更する必要がある場合、次項に基づき、本規約等を変更でき  
るものとします。
  - (1) 法令の改正、その他社会情勢の変化
  - (2) 物価、公租公課、その他の経済的負担の変動等の経済情勢の変化
  - (3) 技術環境や経営環境の変化等に伴うサービス内容の合理化、システム変更、その他の技術上・運  
用上の変更
  - (4) その他、前各号に準ずる事情

2. 本委員会は、前項に基づき、本規約等を改定する場合、原則として、30 日前までに会員に通知します。ただし、会員に有利な変更の場合、または、緊急でやむを得ない場合は、会員に通知することにより、直ちに、本規約等を改訂できるものとします。
3. 会員は、前 2 項の変更を承諾しない場合、第 8 条第 3 項にしたがって本委員会を退会するものとし、会員が当該変更後も退会しない場合は、当該変更を承諾したものとします。

#### **第 14 条（通知）**

1. 本委員会から会員に対する連絡または通知は、書面、電子メール、または、本ウェブサイトへの掲載により行うものとします。
2. 前項の通知は、書面の登録された住所への到達時、メールサーバへの到達時、または、本ウェブサイトへの掲載時に、完了したものとします。ただし、登録情報に誤りがあり、書面または電子メールが到達しない場合には、発送時に、通知が完了したものとみなします。

#### **第 15 条（契約上の地位の承継）**

本委員会は、本委員会の活動に係る事業を事業譲渡、会社分割、その他の方法により第三者に承継する場合には、当該承継に伴い本規約に基づく権利及び義務及び会員情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき本条において予め同意したものとします。

#### **第 16 条（準拠法及び管轄裁判所）**

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【2020 年 10 月 28 日制定】